

## 介護保険第1号保険料の軽減強化について（訂正版）

平成31年10月の消費税率の変更（10%）に伴い、平成27年度より第1段階保険料で行っていた、低所得者保険料軽減が完全実施となる予定である。

この対応として、平成31年4月より第1所得段階を更に軽減するほか、第2、第3所得段階に対しても適用する。また平成31年度は、消費税の増税が半年間となることから、保険料軽減幅も半年分となり、半年分の軽減分を年間の保険料にならす方法をとることとされている（10月からの軽減ではない）。

なお、本軽減強化については、平成32年度から1年間分の軽減を行い、具体的な保険料額は、以下のとおりである。

※高齢者・介護保険事業計画上の基準額は6,020円（保険料算定の元となる額）であるが、本表では月額を目安として表示している。

## 第7期（平成30～32年度）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料	現行との差額
				(月額保険料)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者</li> <li>世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</li> </ul>		【0.50】	36,100円 (3,000円)	- -
			0.45 (現行)	32,500円 (2,700円)	- -
			0.375 (31年4月より)	27,100円 (2,200円)	△5,400円 △500円
			0.30 (32年4月より)	21,700円 (1,800円)	△10,800円 △900円
第2段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70 (現行)	50,600円 (4,200円)	- -
			0.575 (31年4月より)	41,600円 (3,400円)	△9,000円 △800円
			0.45 (32年4月より)	32,500円 (2,700円)	△18,100円 △1,500円
第3段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (現行)	54,200円 (4,500円)	- -
			0.725 (31年4月より)	52,400円 (4,300円)	△1,800円 △200円
			0.70 (32年4月より)	50,600円 (4,200円)	△3,600円 △300円
第4段階	者がいる 本人が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)	- -
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)	- -

※本表は、第1から第15段階までであるうち、第5段階（基準額）までを抜粋した。

※第2段階の基準額に対する割合について、法令が示す割合は0.75だが、第6期計画から区が設定する割合は0.70としてきた。

※年号表記は、高齢者・介護保険事業計画にならい“平成”を用いて作成した。